

平成28年1月20日

加盟団体会長 殿

(一財) 新潟県剣道連盟
会長 齋藤 榮
【公印省略】

剣道錬士の推薦依頼について

新春の候、貴連盟ますますのご発展のこととお慶び申し上げます。
さて、件名につきまして、各連盟におかれましては別紙の受審者要項を参照し、厳正な審査を経てご推薦の上、とりまとめお送りください。

記

1. 受審資格

錬士を受審しようとする者、各連盟の登録会員であること。

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（平成27年5月31日以前に取得）した者
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成18年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段位審査規則第11条2項による特例）。
- (3) 剣道に熟達し、見識優秀なる者
 - ① 剣道技術の修練を続けている者
 - ② 剣道の指導立場にある者として、社会的見識に富、健全な社会生活を営む者
 - ③ 県剣連主催の講習会を受け、錬士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技についての能力の認定を受け、かつ剣道の指導及び審判の資格を有する者

（全剣連が指定する講習会を受講し、修了の認定を受けた者、または全剣連が行う社会体育指導員資格の認定を受けた者は、上記③の認定の全部または一部を省略することができる）

2. 審査方法

別紙参照

3. 審査料

受審希望者は、審査料 13,000円 を同封の振込用紙にてお振込ください。（受審者ご本人でお振込願います）
登録料は合格発表後、48,000円をお振込下さい。

※振込用紙の通信欄に「 錬士審査料 」とご記入ください。

※振込用紙が足りない場合は、お手数ですが県連事務局までご連絡ください。

4. 申込み方法

受審希望者は県連推薦書と所定の錬士受審申請書と小論文（いずれも自筆）を添付し、登録連盟を通じて申し込むこと。
各連盟会長は、申込者を一括して本連盟に送付すること。

※小論文は必ず長3の封筒に入れ提出してください。

要項をご確認の上「剣道錬士受審」、登録都道府県、氏名をご記入ください。封筒のサイズも指定があります。

5. 申込み締切日

平成28年9月1日（火）県連へ必着のこと

※締め切り後は一切受付いたしません

〒950-0916 新潟市中央区米山5-1-25 小林ビル4階

TEL：025-244-3481 FAX：025-244-3482

（一財）新潟県剣道連盟

※ 特に全剣連（担当審査員）から、「新潟県受審者の中に、「小論文」の記載がない者、あるいは、論点が異なっている者等多数見られる」との指摘がなされております。再度、提出方法をご確認ください。不備がありますと申請できません。

※「候補者推薦書」は県連ホームページからもダウンロードできます。

剣道称号「錬士」審査会要項（受審者用）

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（平成27年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成18年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文（いずれも手書きによる自筆、パソコン不可）を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 小論文の内容

- (1) 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえであなたの剣道修業について述べなさい。
- (2) 字数 400字以上800字以内。
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）。用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- (4) 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記のうえ封印すること。

4. 申込締切 各都道府県剣連が定めた期日

5. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1項の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

6. 審査方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 平成28年5月6日（金）

8. 審査料 各都道府県剣連が定めた審査料

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」平成28年6月号および全剣連ホームページ(<http://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。